

西興部中学校 いじめ問題に対する基本方針と計画

- ・生徒一人ひとりがかげがいのない存在であり、その尊厳を保持するとともに「いじめ」のない安心・安全な学校づくりを推進するために以下のように取り組むものである。

1 基本方針

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

ア 「いじめは許されない、いじめる側が悪い」という毅然とした態度を示す。

イ いじめられている子どもの立場に立った共感的な指導を行い、問題を解決させる。

ウ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

(3) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

ア 日常的に教育相談を実施し、子どもの声に耳を傾ける。

イ 子どもの行動を注視する。

ウ 保護者・地域と情報を共有する。

エ 定期的にネットパトロールを実施する。

(4) 早期解消に向けて

いじめ問題が発生したときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する指導を目指す。

ア いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

イ 学校全体で組織的に対応する。

ウ 子どもや保護者に説明責任を果たす。

エ いじめる子どもに対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

オ いじめが解消したと見られる場合でも、保護者と継続的な連絡を行う。

(5) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

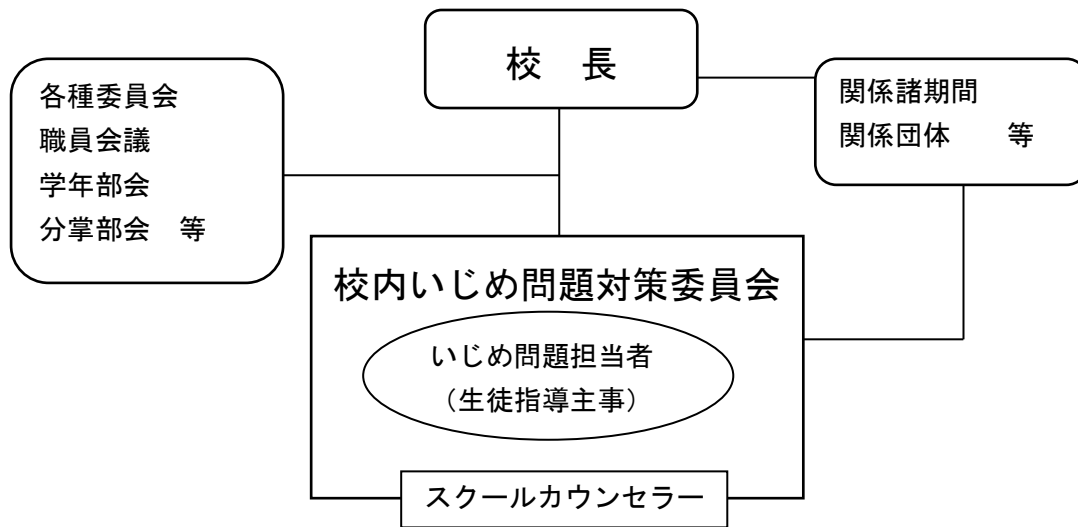
ア 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

イ 学校教育活動全般を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。

ウ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。

エ 教師がいじめ問題に関する実践的な研修が受けられるよう努める。

2 校内組織的指導体制



◎ 『校内いじめ問題対策委員会』

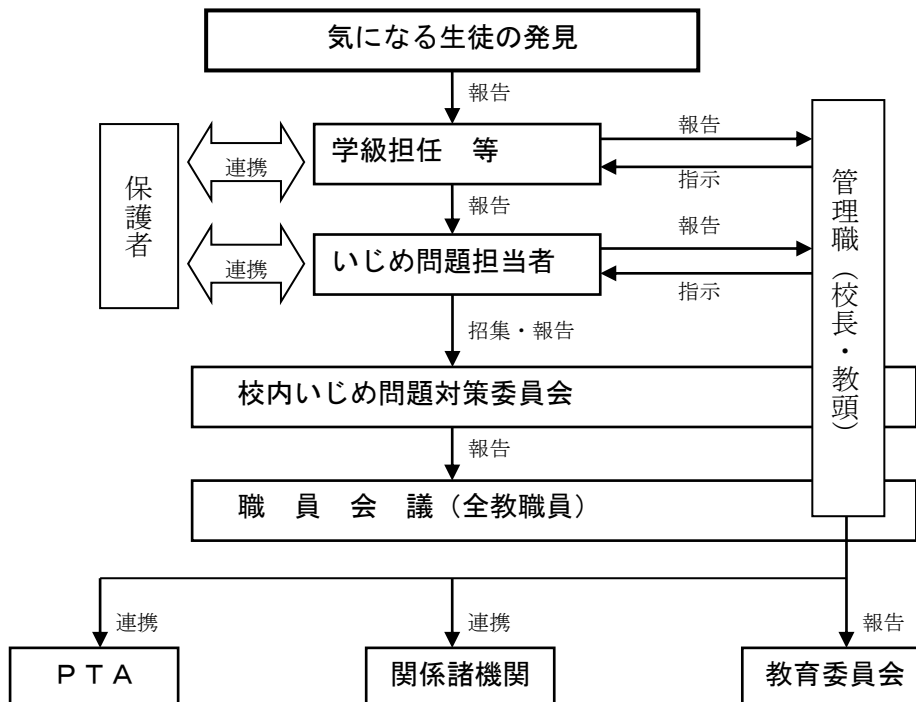
【構成】 管理職（教頭）、いじめ問題担当者（生徒指導主事）、養護教諭、担任、（スクールカウンセラー）

【役割】 ○いじめの事例に対する指導方針・対応方法等の検討
○いじめの早期発見に向けた「点検」の定期的な実施と把握
○教育相談週間の実施と結果の把握

【運営】 定期的な開催（学期に1回程度）

【内容】 ○事実関係の把握
○協同体制の確立
○指導方針の共通理解

3 いじめの報告体制



4 全体計画

